

協定締結医療機関を増やすための 取組について

令和5年11月1日

福祉保健部感染症対策課

追加調査において抽出された課題

1. 新興感染症に対応する施設及び設備が不十分であるため

【取組】 医療機器等の設備整備の補助

- ・協定締結医療機関数を目標値に近づけるために、設備の不足が理由で協定締結ができない医療機関向けに、整備のための補助を行う。

2. 新興感染症がどのような疾病なのか不明であり、実際対応できるか不安であるため

【取組】 国や感染症指定医療機関からの情報提供

- ・国や公表前から新興感染症に対応する感染症指定医療機関の最新の知見や情報を共有し、情報提供を行う。（次ページにて説明）

3. 対応する医師や看護師等が不足しているため

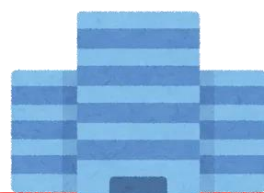
【取組】 医師や看護師の養成・確保

- ・県内への定着が期待できる医学生及び看護師等の業務に従事しようとする学生に対し、修学資金の貸与を行う。
- ・就業している医師や看護職員に対し研修を実施し、資質の向上を図る。

新規に行う取組

今までの取組を継続

新興感染症発生時の情報提供について



国立健康危機管理研究機構
(日本版CDC)

※令和7年度以降に設置



厚生労働省



内閣感染症
危機管理統括庁



感染症指定医療機関

最新の知見や情報を提供

場の提供

新興感染症の勉強会にて
事例を紹介・共有



治療の状況

入院・外来対応医療機関の
自宅フォローへの助言



初期症状を含めた患者の状況



感染防御の状況

院内感染対策



回復期患者の状況

後方支援病院への
フォロー

◆協定締結の状況を周知

- ・ 地域医師会への働きかけと協力依頼。
- ・ 協定締結予定の医療機関の公表等（4月以降は必須）により、医療機関の動向が見える化。

⇒ 協定締結について迷っている医療機関向けへのアプローチ

◆こまめな制度説明と理解促進

- ・ 様々な場を活用して、協定締結の現状（見込）を説明。
（感染症加算1ワーキンググループ、連携協議会、審議会等）
- ・ 今後の制度内容と県としての取組を説明。